

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制を確保するため、公益社団法人高知県薬剤師会と協議の上、保健所単位で休日における輪番制を構築し、薬局閉局日の日曜日又は祝日に開局した保険薬局に対し、予算の範囲内で協力金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年10月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和4年12月19日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制を確保するため、公益社団法人高知県薬剤師会と協議の上、保健所単位で休日における輪番制を構築し、薬局閉局日の日曜又は祝日に開局した保険薬局に対し、予算の範囲内で協力金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「警戒強化」となった日から最初の日曜日又は祝日を起点とし、「警戒強化」から「警戒」となった日の最初の日曜日、祝日又は令和5年3月31日のいずれか早い方までの間に、日曜日又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</u></li> <li>・<u>また、日曜日又は祝日を除く「警戒強化」期間中の、令和4年12月31日から令和5年1月3日の間に1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</u></li> </ul>	交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「<u>特別警戒</u>」となった日から最初の日曜又は祝日を起点とし、「<u>特別警戒</u>」から「警戒」となった日の最初の日曜、祝日又は令和5年3月31日のいずれか早い方までの間に、日曜又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</li> </ul>
交付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日1保険薬局当たり</li> <li>4時間以上8時間未満 5,000円</li> <li>8時間以上 1万円 とする。</li> </ul>	交付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日1保険薬局当たり</li> <li>4時間以上8時間未満 5,000円</li> <li>8時間以上 1万円 とする。</li> </ul>